

# 介護保険サービスの利用支援

詳 介護福祉課 電 (32) 6342

※下記の制度はいずれも申請が必要になります

## ■民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件に当てはまる方が、社会福祉法人以外の指定事業所の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護（予防を含む）	左記のサービスに係る利用者負担額ならびに食費、滞在費に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護受給者は個室の滞在費のみ全額
通所介護（予防、地域密着型を含む）		
短期入所生活介護（予防を含む）		

※介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したサービスについても軽減対象となります

## ■社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件に当てはまる方が、社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
①訪問介護（予防を含む）	左記のサービスに係る利用者負担額ならびに食費、居住費（滞在費）および宿泊費に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護受給者は個室の居住費（滞在費）のみ全額
②通所介護（予防、地域密着型を含む）		
③短期入所生活介護（予防を含む）		
④認知症対応型通所介護（予防を含む）		
⑤小規模多機能型居宅介護（予防を含む）		
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
⑦介護老人福祉施設		

※利用者負担第2段階の方の⑤・⑥・⑦の利用者負担額については、軽減対象外となります

※介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したサービスについても軽減対象となります

## ■高額介護（予防）サービス費

世帯内での利用者負担額（月額）が下表の上限額を超えたときは、その超えた額が払い戻されます  
 なお、利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなります

<高額サービス費上限額>

区 分	利用者負担上限額
生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	個人15,000円
世帯全員が市町村民税非課税の方	世帯24,600円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
現役並み所得者の世帯の方	世帯44,400円
上記以外の方	世帯37,200円

## ■特定入所介護（予防）サービス費

介護保険施設への入所や、ショートステイ利用時の食費・居住費（滞在費）について、下表のように所得状況に応じて軽減されます。一定以上の資産がある場合などは対象になりません。なお、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金（遺族年金と障害年金）を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。（平成28年8月から）

<利用者負担段階と負担限度額【日額】>

利用者負担段階	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第1段階 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所またはショートステイを利用した場合の従来型個室の額

定 20人 申し込み順  
 対 保育士資格を有している方  
 所 教育・福祉センター  
 日 7月13日(水)、14日(木) 10時～16時

日 7月12日(火)、13日(水)  
 申 8日  
 講 甲種防火管理(新規)  
 習 ことも育成課 電 (32) 633

定 80人 申し込み順  
 所 消防本部(HPからダウンロード可)および各出張所  
 日 配布の申込用紙を6月10日(金)～20日(月)9時～17時 土・

日曜日を除く)に、直接または郵送(必着)で 〒053-0052 新開町2-12-7 予防室 電 (84) 5030 ※郵送の場合は、82円切手を貼った封筒を同封

広告